

令和 5 年 度

内部統制評価報告書審査意見書

清瀬市監査委員



5 清 監 収 第 1 0 3 0 号 の 2
令 和 6 年 8 月 1 6 日

清瀬市長 澁谷 桂司 様

清瀬市監査委員 森 政 史

清瀬市監査委員 鈴木 たかし

地方自治法第150条第5項に基づく内部統制評価報告書の審査
について（回答）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第5項の規定に基づき、
審査に付された「契約事務の見直し」(財務報告等の信頼性の確保)に係る内
部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の対象

契約事務の見直し

第2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度清瀬市内部統制評価報告書の審査は、清瀬市長が作成した内部統制評価報告書について、清瀬市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

第3 審査の実施内容

令和5年度清瀬市内部統制評価報告書について、清瀬市長から報告を受け、清瀬市監査基準及び地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係所管課長等に説明を求めたうえで審査を行った。

また、その他監査等において得られた知見を利用した。

第4 審査の結果

令和5年度清瀬市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続き及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、内部統制評価の過程で発見された重大な不備以外の不備については、今後改善状況の確認が計画的になされていくことを期待して申し添えるものである。